

# 建設工事の区分、種類と例示

H28. 6. 1改正

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示			許可業種の区分
建設業法別表第一(上欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成10年6月30日北海道建情 第446号に掲げるもの	備考	建設業法別表第一(下欄)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		暗渠・明渠等を伴う外溝工事、土木用ブロック製作及び設置工事、ケーソン製作及び設置工事、魚礁ブロック製作及び設置工事、橋梁下部工事、流雪溝設置工事	元請工事	土木工事業
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		大規模となる外壁改修工事、無落雪屋根への改造工事、体育館等の床改修工事(構造的に補強を要するもの)、増改築工事(躯体工事と基礎工事又は外溝工事が各々別契約の場合は、躯体工事のみ建築一式工事に該当)、設備関係の設置も含む仮設住宅(プレハブ)工事	元請工事 新築及び増改築工事(建築確認を必要とするもの)	建築工事業
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	小規模(補修)工事、建築物の形状を変えない造作中心の工事(木製工作物の加工、取付建築物の内部造作工事)		大工工事業
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事			左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	簡単な盛土工事・土工事・掘削工事(主に下請専門工事)、トンネル防水工事、ガードレール・ネット・フェンス等の設置工事、インターロッキング工事、交通標識・点字ブロック敷設・デリニエーター等の設置工事、集水樹設置工事、側溝(トラフ)補修工事、転圧による取付道路設置工事、河口掘削工事、外溝工事(住宅等の小規模工事)、アスファルト舗装路面の切削・不陸整正・石綿除去工事、床板(橋梁上部舗装)工事、防雪柵・防護柵設置工事、鉄道レール敷設換工事、枕木(木製・PC製)敷設換工事、除れき工事、大規模なオブジェ・モニュメント製作設置工事、種子吹付け・張芝工事		とび・土工事業
	ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事			
	ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事			
	ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事			
	ホ) その他基礎的なしは準備的工事	ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事			
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事			石工事業
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事			屋根工事業
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	電気式ロードヒーティング新設工事		電気工事業
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	管内更生工事(錆落・塗装も同時施工)、家屋その他施設内の配管工事(水道の配水管工事)、浄化槽工事(自家用し尿処理)、ソーラーシステム設置工事、浴室設備工事(給排水・ガス管を併せて施工する場合)、温水式ロードヒーティング新設工事		管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	サイディング工事(住宅外壁張付け工事)		タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	橋梁上部工事、鋼橋の工場製作工事、非常用避難階段(建築物に固定)設置工事、橋梁の高欄取付(補修)工事		鋼構造物工事業
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事			鉄筋工事業
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装新設工事・補修工事、舗装を主とした構内外溝工事、ロードヒーティング維持補修工事、アスファルト乳材による防塵処理		舗装工事業
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事			しゅんせつ工事業

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示			許可業種の区分
建設業法別表第一(上欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成10年6月30日北海道建情 第446号に掲げるもの	備考	建設業法別表第一(下欄)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	建物の外装に金属製の付属物(切文字等)を加工・取付けする工事		板金工事業
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事			ガラス工事業
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事			塗装工事業
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事			防水工事業
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	建設工事の内容(建設省告示)に列挙する材料等を用いて施工し、特に総合的な施工監理を必要としない工事、フローリング工事(熱絶縁工事となるものを除く)		内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	設備全体の機能復旧を目的とした補修・改修工事後、再設置する工事(単なる機械器具の修理、修繕は建設工事には該当しない) * 機械器具の種類や用途によっては管工事、電気工事、電気通信工事、水道施設工事等の専門工事に該当		機械器具設置工事業
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	冷暖房・空調・給排水・衛生設備等の配管又は設備等に絶縁体を加工・取付ける工事、発泡ウレタン吹付け工事・フローリング工事等建築物等を熱絶縁する工事		熱絶縁工事業
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事			電気通信工事業
造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	庭園等の造成での種子吹付け工事、公園設備工事(噴水、簡易的な遊具施設の設置も含んで可)		造園工事業
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事			さく井工事業
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	防風用玄関フード設置工事		建具工事業
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上水道本管施設工事(掘削、管敷設、埋戻等の施工を含む工事内容のもの)、上水道本管敷設(移設)工事に伴い、附属工事として施工する屋外消火栓設置工事 * 浄化施設、下水処理施設等の設備工事には、その機械器具の種類又は用途に応じて機械器具を設置(補修、改造)する工事も含む。 * 浄水施設又は下水処理設備工事で単独(分類)発注された管理棟等は建築一式工事に該当		水道施設工事業
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事			消防施設工事業
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事			清掃施設工事業
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事 ＜許可業種区分の考え方＞それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。			解体工事業

引用

・建設工事の内容、例示、区分の考え方一覧(国土交通省) <http://www.mlit.go.jp/common/001064709.pdf>

・建設業法に基づく許可事務に関する要綱(北海道) [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sinsa/H28\\_6youkou.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sinsa/H28_6youkou.pdf)

平成30年1月4日現在